

特 252

536

義  
公  
略  
傳



始



特252  
536



菊池謙二郎著

義公略傳

義公生誕三百年記念會



# 義公略傳目次

## 誕生

一

## 幼年時代

三

鶏群の一鶴

吞牛の氣

風神俊邁

剛毅不惑

抗強不屈

## 少年時代

九

敢爲不撓

放縱不羈

同姓不娶

## 壯年時代

一四

修史の動機

學文精進

結婚と史局開設

歸

國

父の逝去と襲封

## 藩主時代

一三

同族愛

施政の第一歩

社寺改革と復興

殖産興業

蝦夷地視察

節儉厲行

慈悲の政治

史館新築

史料蒐集

良史招聘

舜水招聘

皇室尊崇

皇室の眷顧

幕府敬重

直言直行

修史の目的

國家尊重

## 隱棲時代

五六

告別演説 西山隱棲 山莊生活 平民思想の實行 謙虛と博愛

建社建碑 紋太夫手討 民衆教育 其後の國史編修

終焉 ..... 七四

哀悼 公の子女

死後の光榮 ..... 七七

大日本史出版 贈官贈位

# 義公略傳

菊池謙二郎著

## 誕生

水戸黄門の名で廣く世に知られてゐる所の義公は今から滿三百年前寛永五年戊辰六月十日水戸城南の老中三木仁兵衛之次の邸水戸驛の在る所に生れ名を長丸といつた。父は初代の水戸藩主徳川頼房、諡を威公と申さるゝ方、母は谷左馬介重則の女で名を久子といひ諡して靖定夫人と稱さるゝ方である。公は父二十五歳、母十九歳の時の子である。父の威公は徳川家康の第十一子で紀伊藩主南龍公頼宣の同母弟である。この方は義公の大名たみけいに蔽はれて世に其の名を諱うたがはれないが、其の人と爲りは剛毅にし

て義氣に富み、強者に屈せず弱者を憐み、善を好み士を愛し、武に長じ文を好んだといふ風で、偉人であり名藩主であつた。母なる靖定夫人の性格に關する記録は傳はらないが、唯絶世の美貌であつて身高く肉豊かな方であつたことは疑はれない。英雄の傳説によくある如く夫人は神龍懷に入ると夢みて孕んだといはれてゐる。公がこの奇瑞を信ぜられた爲めか將た辰年に生れた爲か、それは分らぬが公の名字雅號には龍蛇に因んだものが多い。幼名の長丸、千代松は別として諱の光國は三代將軍家光から偏諱を賜はつて名付つたのであるが其の典據は晋書の聖德龍興光有大國に在るのであるから龍に縁故がある。字は初め德亮後に觀之、此の二つは龍蛇に因みはないが最後に更められた子龍は字面の示す通りである。雅號は初め日新齋であつたが後に率然子、又常山人といはれた。常山之蛇勢といひ常山の蛇を率然といふから皆龍に縁故がある。書判は恒山の圖の形で恒山は常山と同じであるからいふまでもない。序に雅號梅里は吳の太伯を景慕し其墓所の地名から取つたのであるが一つには梅花を好まれたからでもあらう。最後の雅號西山は太田の西の山

に隱棲され且つ偶然にも其の高義を慕はれた伯夷兄弟が薇を采つた所の西山首陽山と同名であるから好んで用ゐられたのであらう。

## 幼年時代

**鷄群の一鶴** 靖定夫人が公を懷胎した時、威公には何か考ふる所があつて三木を召して「水にせよ」と命ぜられた。三木は夫人を其の邸に引き取つて密かに生ませ世に知られることを憚つて僅かに一僕二女をしてかしつがさせ衣服調度すべてが大名の公達と思はれぬほど質素であつた。されど端麗にして氣高き風貌は争はれぬもので四歳の時公が群兒と三木の門前で遊び戯れてゐられたところに通るかゝつた眞弓山の等覺院の社僧がつく／＼と公を見て「これはたゞの小供ではない、どうしてこのやうな處に遊んでゐなざるぞ、はやく御城へ入れまらすべきものぞ」と侍女らに申された。侍女らは「お和尚さん、何を言ひなざる、この兒はさやうな方ではない。輕きものの子であるぞよ」と答へたが、和尚は首を掉つて「イヤ／＼さうでは

ござらぬ、これはこの御城の主となるべき御方である、はやく入れ奉るがよい」と言ひ捨て、行き去つた。

この事があつた爲か否かは分らぬが公が三木の家で養育されたのは四歳まで、五歳の時には公子として城内に在られた。

**呑牛の氣** 六歳の時の五月、藩の附家老中山備前守信吉が三代將軍家光の内命によつて水戸に來り諸公子の中で後嗣となるべき方を物色したが公を其の器なりと見て將軍家に復命しこの年十一月にいよく世子と定まつた。

翌月江戸に登らるゝに就いて威公から迎の使として小性藤田將監、彦坂織部を水戸に遣はされた。その時近侍のものが御供廻りの何々の役各幾人、都合人數幾許と言上したのを得と聽き取られて「お長が迎には不足であるぞ」と申されたので之を聞いた人々は驚いた。是まで三木の家で萬事不自由勝に暮されたのであるから御迎へにかやうの人數が罷り出たと聞かれたならさぞ悦ばれること、思ひわたのに意外にもかゝる鷹揚な言葉を發せられた、其の英氣に打たれたのである。

翌寛永十一年五月養祖母英勝院に従つて江戸城の大奥に入り始めて三代將軍に對面した。この時將軍手つからさまの玩物を下されその中に文昌星の銅像があつた。是れ公が後に博學能文の巨擘とならるゝ瑞兆であつたと言ひ傳へられてゐる。

**風神俊邁** 外貌端麗なる公は風神亦俊邁であつた。ある日京都の吳服屋松葉乘九といふものがまるつてかういふ話をされた。彼が唐土へ渡つた時舟の上で龍虎の鬪を面のあたり見申したがそれは實に壯快なことで海のかなたからは龍が現はれ山の上から虎が出て之を邀へると見る間に黒雲が舞ひ下り四五里が程は眞の闇となり海の上には暴風が起つて波が逆立ち天地震動いたして物凄いとであつたといふのである。この話の終るや否や公、乗九に對ひ「さてお前は何處に居てそれを見物いたしたぞ、船には居られる筈がなからうに」と急所を突かれたので乗九返答に窮し「おそろしき若様もあるものかな」と舌を巻いて逃げ出した。これは公が六歳の時のことである。

七歳の時、雪の日に御守役の局、小がうに對ひ戯れに

ふる雪がおしろいならば手にためて小かうの顔にぬりたくぞある

と一首詠まれた。この小がうといふのは後に高鳥と呼ばれて威公が公の保姆として  
六  
懇請した老女で男まさりのした、かものでまめやかに保育につとめたが其の代り可  
なりのやかましやであつたらしい。そしてこの時五十七歳であつて寄る年波に皺も  
多く長らくの浮世の風に色も黒ずんだであらう。この色の黒いやかましやの老婆を  
平常の小言の仇でも取つた風にあつさりご歌で擲掄したところにも一方ならず俊敏の  
ひらめきがある。

剛毅不惑 公は俊敏であると共に剛毅であつた。これも七歳の時のことである、  
小石川藩邸の後園の傍に櫻の馬場といふ所があつて櫻の大木が兩側に鬱蒼と立ち茂  
り晝でも闇いほど物凄しい場處であつた。こゝで公は晝の間父君と共に斬囚の處刑を  
見られたのであつたが其夜威公は公の膽力を試めさうと思ひ「晝間見られたかの罪  
人の首を持參あれ」と申された。櫻の馬場は御殿からは四町ばかり隔たつて其の間  
の路は狭く水流あり立木あり女童は日中さいへども一人で行きかねる所であつたか  
ら御前に侍つてゐた老女腰元達はこの仰せごとをおそろしき事に思ひ片唾を呑んで

公の態度いかゝあらんご見守つた。然るに公は少しも臆する色なく無言のまゝ一禮  
して平然と座を立たれた。それを見た威公はこれを帶して行かれよといつて脇指を  
與へられた。二三の近臣も心元なく思ひ且つは其の爲すさまをも見届けまゐらせん  
ご跡を跟けた。公は平常と異らぬ足取りでやがて馬場に達し手搜りで梟し首を探し  
當てそれを提げて持ち歸らうとされたがさすが幼少のことで力が足らぬ。そこで  
髻を捉つて引きずり、途中二三ヶ所で休息しやうやく持參された。威公大に喜ば  
れ褒美としてかの脇指を其のまゝ授けられた。

また同じ頃に威公が公を試みた一つの話がある。ある時威公問を發して、我等も  
し戰場に在つて重傷を負ひ倒れ臥したごしたならばそなたは我等を助けて引き返へ  
されるか將たいかになされる所存ぞと申されたるに公はいささかの躊躇もなく「若  
し重手を負うて倒れ臥し給ふたならばお長は御身の上を乗り越えて敵と戦ひ申さ  
ん」と答へたので威公は一方ならず感嘆されたとのことである。

抗強不屈 負け嫌ひで意地の強かつたことも亦公の幼少時代の特色であつた。公

の兄頼重は六ツの年上で力が強く且つ柔術を習ひ覺えてゐたので、相撲などは役に立たぬものであるといはれるを公聞かれて、さやうに一概にけなし給ふものでないご争へば、さらば立合つて見給へと言はれて、よし立合ひ申さうといつて立ち上つた頼重は立つたまゝ身も手も動かさず公をして思ふまゝに取組ませた後、もはやそれでよろしきやと言ひつゝ、身を少しひねつたと思ふまもなく公は忽ち投げられた。公起き上り、只今は自分に隙があつたから投げられ申した、今一度立ち合ひ給へご所望された。頼重は所望とあらば幾度でも取り申さんごあつて又前のやうに投げつけた。公尙も懲りずに今一度ご望まれた。頼重、もはや勝負は明白なるぞこの上は無用なりと申されたれご公なほ服せず、強ひて所望されたので頼重はかやうな強情なものはこらしめてやるがよいと思ひ、此度は力をこめて横投げに投げたので襖子を打抜いて次の間へ公の身は投げ出された。

かやうな氣質の方であつたから力技や武藝の方には趣味を有つたが文事の方には親まれなかつた。この頃習字を課せられて日に幾回ご度数を定めて習はせられるのを辛く思ひ二三本の筆を束ねて書き一回に幾度も書いたやうに粧ふのを常ごされた。

寛永十三年七月六日將軍家光の命によつて江戸城に於いて元服し從五位上より從四位下に進み左衛門督に任ぜられ將軍の名の一字を賜はつて光國と名乗ること、なつた。この時九歳であつた。是までは幼名のみで前に長丸、後に千代松と呼ばれた。光國の國を因に改めたのは遙か後のことである。

## 少年時代

敢爲不撓 寛永十七年三月從四位上に叙せられ左近衛權中將に拜された、時に年十三。

少年時代の公は剛毅豁達の方面が特に發揮され規矩準繩を超越して憚らぬごいふ風であつた。幼年の頃は好まぬながらも督課の爲めに餘儀なく讀書や習字を學んだのであるがこの時代には全く之を中絶して力技や遊戲に熱中された。そして最も暴

れ盛りであつて随分わるさをされたので脇指わきさしを取り上げられて丸腰まるこしであつたのである。

遊戯のうちでは塀の上や屋根の上を駈廻ることを最も好まれ其の敏捷さは猿のやうで屋根の人留の外を走るときなどは續くものはないほどに身輕に駈け廻はつたのである。力技ちからわざのうちで公の最も得意であつたのは水泳と乗馬であつた。

十二歳の夏、威公に伴はれて隅田川のほとりにまゐられた時、遊いで越せるかと問はれたるに遊いて見申さんと答へた。然らば遊いて見よといつて威公は近侍らが心配して諫めるのを聽かれず小舟に公を乗せて西の岸に着かせ東の岸に向つて游がしめた。この年は飢饉で死骸が河上から流れ下り泳いてゐる公の身に當るを初は押し除け押し除け泳いだが其の冷い臭い死骸が幾つともなく流れ寄るのでうるさきに堪えかね遂に死骸の下を潜つて泳がれ、はや半ば過ぎ遊ぎ越された。この時威公は力を附けてやらんと自ら泳いで公を出迎はれやがて「お長、川はもはや浅いぞ、是れ見よ我が丈さだの立つほどなるぞ」と言ひつゝ、後しざりに泳いで導かれ、ほどなく岸

に着かれた。威公は公の下帶の結び目を取つて小舟の中へそと投げ入れた。公はさすがに草臥れて其のまま打臥す。威公其の善泳を賞し小鍛冶宗近の脇指を與へる。公は例の帶刀禁制の折柄であつたからうれしさの餘りに草臥も忘れて忽ち起き上がりそれを推し戴いて喜んだ。

乗馬は公の最も好んだもので随分荒い修行をされ幾度も危険に瀕したほどであつていかなる悪馬をも意のままに乗りこなし馬上の曲藝も手に入つたものであつた。

七歳の頃は兄頼重に柔術の手で毬たまのやうに投げ飛ばされたがこの頃になつては頼重の手におへぬやうになつた。藩邸内の馬場で公と頼重と屢馬上で竹刀しやせの打合うちあひをしたが兄の威光で公の竹刀が當つても當らぬと言ひ張る。固より黙つて引き下がる公でもないから言ひ争ふのであつたが年上であるからいつも旨うまく理ことわりを付けるので公も腹に据えかね、ある日例の如く馬を馳せ合はす時、竹刀を投げ捨てて頼重に組み付いた。兩馬馳せ違はんとして馬上の二人は將さに落ちんとする。頼重は思ひがけない事であるから大に狼狽し「これはいかなことぞ、危あやい」といふ。「何が危いものぞ」とい

ひながら尙もひしと組みついたので頼重は仰向きに落ちた。公其の上に落ち重つて胸の上に乗るか、り首をかくぞくといへば頼重、「首はかかばかけよ、腰が痛くてたまらぬ、離せく」と降参した。頼重は「いやくあのやうなあらきことする人と竹刀打は御免でござる」と嘆息して此日から止められた。

**放縱不羈** 剛毅な氣性は力技の上に露はれて常人の爲し能はぬ冒險を爲されたが年漸く長するに及んでこの氣性が又常規を超越した行となつた。

公の師傅小野角右衛門言員の諫書によると大名の子としてはあられもない振舞をされたのであつた。人を人とも思はず、大名が挨拶をされてもウンともスンとも答へなかつたり、伊達模様の木綿の衣服に天鷲絨の襟をかけたるを着流して大小を前長に帶し役者のやうに両手を振つて歩いたり、御馬部屋へ行つて草履取と野卑な言語で世間話をしたり、弟方と女の話をしたり、三味線を弾いて見たりした。そして父君の訓戒などには耳を傾けなかつた。そこで旗本などは「あれでも權現様旗本の御孫様か、水戸様の御家督か」と爪弾をした。旗本らが批判したばかりでない、

家中の侍どももこの体に皆溜息を泄らしたのである。されど小野の諫書の中にあるやうに聰明睿智の生れつきでまた年も十六歳の頃であつたから人を人とも思はなかつたであらう。又行儀作法などを眼中に置かず意の動くまゝに振舞つた所に卓犖不羈の英氣がおのつから露はれたのである。

小野は侍従様のやうになされるやうにご公を諫めた。侍従とは兄頼重のことである。侍従は旗本衆の譽め者になつてゐた。公儀幕府のことを大切に思ひ、城中での作法が順當で、諸人に對しては懇勲で禮儀が正しく、衣服、脇指、腰の物に至るまで皆順當であり、孝行の志深くすべて親の意に従ふから人皆擧つて譽め稱へるのである。侍従より劣つてゐるといふ批判を受けては萬事行詰まるから工夫されたいといふのであつた。英氣鬱勃で六つも年下である公にはあれもこれも穩當にすることは不可能で人前を繕つて穩當にしなかつたところが却て豪かつたのである。

**同姓不娶** 當時の公は小野が嘆息した如く手におへぬ放縱不羈の爲体であつた。然るにこの放縱なる少年に奪ふべからざる節操があつた。公の實祖母養珠院お方は

有名な女丈夫で紀州頼宣の母でもあつた。頼宣の女に松姫といふ美人があつて公と同年輩で十七歳の頃共にこの祖母方に同居されたことがあつた。養珠院はこの孫二人を取り合はしたならさぞ似合しい夫婦が出来てあらうと老婦人の親切な考へから頼宣にもすゝめて同意を得たが御三家の縁組は幕府の禁制であるから唯表面の願出だけでは効がない。そこで私に通じさせ其上にて願ひ出でたなら許可せらるゝであらうと其の旨を局や乳母に含めて二人を接近させることにつとめさせた。血氣盛りの年頃であり姫にも氣のあつたことであるから世の常の青年ならば祖母の希望は直ちに實現されたであらうが公はかねてから「同姓不相娶」といふ教を固く守つて居られたので青年時代に愆り易い場面にも遭遇されたが公は意を強くして相許すことを避け了うせられたのであつた。

### 壯年時代

修史の動機 公十八の時、其の生涯に一時期が劃せられた。それは史記の伯夷傳

を讀んで感奮し修史の志を起し之が實行を期せられたが爲めである。

公は長兄頼重を超えて世子に立てられたことを義として快しとしなかつた。この自己の境地から伯夷兄弟が互に國を譲り合つて國を去つた其の高潔に深く感動されて自分の後は兄の子に譲らうと決心を固められたのである。又伯夷兄弟が武王の馬前で其の無道を諫めた其の忠勇にも深く感動されたので後に「伯夷が諫こそ正道なれ武王篡弒の議遁れ難し」と評された。

公が三木の邸で生れ其所で養はれたことは冒頭に述べた。其の三木の妻はもと侍従といつて後陽成天皇の中宮中和門院に仕へたもので男まさりの婦人で且つお伽噺に妙を得た。公が幼少の時この婦人から朝廷の事情を聴かされたことは想像に難くない。中和門院は曾て朝廷と幕府との間を圓滑にする爲めに御身に責任を負はれたこともある。侍従の話にはおのづと涙も交つたであらう。是が天性義に富める公の幼心にはいかに響いたであらうか。年長するに随つて朝幕の關係を知り眞の君王が覇者の爲にややもすると壓迫を受けさせらるるを見ていかに感じたであらうか。

蓋し尊王の思想は幼き時に公の心に芽ざしそれが年と共に根を張り枝を生ずるといふことになつたのであらう。この因あつて伯夷兄弟の強諫に少なからず感動したのであらう。不正の強者を挫き無告の弱者を助らる義勇の血は父威公から多分に受け繼いでゐる公のことであるから伯夷兄弟が浮浪の身を以て勢威赫々たる武王に對し凜然として其所思を開陳した其の義勇に感動したことは甚大であつたらう。

かく感動したる公はかう思つた「後人をして觀感せしむるは史書あるが爲めだ、どうしても史は編まねばならぬ。」こゝに一大決意をなしたのである。

**學文精進** 修史の志を立ててからは是まで好まなかつた和漢の學に精力を注ぎ夜は鷄鳴の頃までも書を讀まれたことはしばしばであつたといはれてゐる。天性の明敏に加ふるにかやうな努力を以てしたから數年のうちに和漢の學に通達し二十一二歳の時作られた白鷺賦、漏室銘并序の如きは大家の壘に通り同じく二十一歳の頃作られた梅花記の如きは優雅な和文であつて安藤年山をして贊嘆せしめたほどである。二十歳の正保四年元旦の漢詩には

光陰過客任天工。千里煙霞眷一同。莫進神仙長命藥。東君德澤有仁風。

といふのがある。是は蓋し公の處女作であらう。佳作とはいへぬが悠揚迫らざる格調であり。人の上に立つ人たる氣魄もおのづと詩意に露はれてゐる。

公は意志の極めて強固な方であつたから一日思ひ立たれたことは爲し遂げねば已まぬのである。勤學もその通りで發心した以上、年と共にますます精勵され十三經全部に句讀を附けられ六臣注の文選全部に和訓を施され又左傳の系圖も別に自ら作られた。千金方の和訓は初め儒官人見卜幽が命を受けて施したが大篇であるので倦み疲れ進捗しないので公が其後をうけ過半は公の手になつたと傳へられてゐる。是等は壯年時代の勤學の一斑であつて經書子類は申すに及ばず群書を涉獵したことは其の詩文の上から見ても明かなことである。

公の如く大名だいみょうで學問に勵精したものは外にはあるまい。大名ばかりではない恐らく士人にもあるまい。世間では大名だいみょうの學問は虚名のみで詩文なども多くは詞臣の代作や添削に成つたもので公の詩文も同様であらうと思ふかも知れないが公のは一字

半句も人の力は假り給はぬのである。公に近侍した井上玄桐が率直に言つたことで誇張の痕はないやうである。

いはゆる和漢學に精勵される。同時に日本の古書を搜索して自ら檢閲され史實として採るべきものあれば一々貼札をされ近臣をして抄録させ史料を作ること常に力を盡されたのである。

**結婚と史局開設** 明暦三年は公の三十歳の時であるが正月十八日江戸に大火あり藩邸も全焼したので當時神田の別荘と呼ばれ後には駒込中屋敷となつた今の第一高等學校所在地に移居されこの年の二月二十七日に始めて史局を設けて日本史記編修に着手された。

是より先き公年二十七歳の時、威公の命によつて前關白近衛信尋公の女泰姫を娶られた。信尋公は後水尾天皇の皇子で近衛家の養嗣となられたのであるから血脉の上から申す。姫は後水尾天皇の孫女である。姫は時に十七歳であつた。是より二年前に公の侍女が懷妊したが公は前に述べた通り義に堅い志があつたので男子が生れ

る。養嗣に故障の起るのを恐れ水にするやうに。老臣に命じたけれど老臣はひそかに出産させた。その子は後に兄頼重が養つて高松藩主第二代となつた頼常である。かやうに公は兄の子を後嗣とすることに苦慮してゐられたので本心は婚姻を好まなかつたのであるが父の命で已むを得ず夫人を娶られたのである。そこで婚禮の夜夫人に素志を打明けておかれたといはれてゐる。

夫人はさすがに氣高き風姿を具へ聰明で文藻に富み和文和歌に堪能であつたことは申すまでもなくをりくは漢詩をもした。始めて漢詩を作られた時には公も喜ばれて之に次韻して一首を作り且つ長文の序を附して夫人に贈つた。和歌の贈答はしばしくされた。

婚姻後まだ日數の経たぬ時であつた。夫人が侍女に私語して、關東の水は硬いので筆の運びがおのづか滑かにまらぬと申された。公之を傳へ聞かれて、小ざかしきことを申さるゝものかな、筆の先きにて京の水と東の水とを使ひ分けることがどうして出來やうぞ、よし一つ試しまらせん。特に加茂河の水を取寄せて夫人に覺

られぬやうに水差に注ぎおかせた。夫人はいつもの如く何心なく墨を磨り筆を運ばれたが、やがて小首を傾け、さても不思議や、今日の墨はいつになく軟かに覺ゆる、京の水にて磨りたらんやうぞと申されたのでさすがの公も夫人の敏感には舌を卷かれた。

結婚後四年の萬治元年十二月二十三日に夫人は二十一歳で逝去された。逝去後袖の中より三首の辭世が見出された、こゝに一首を抄く

何をこれと思ふことたにあらなくて

ひとよの夢ははやさめにけり

諡して哀文夫人と申さる。

歸國 萬治二年六月十八日公江戸を發して水戸に歸られた。六歳の暮江戸に登つてから始めての歸國である。水戸に留まること滿一年で翌年六月十三日江戸に登られたのである。この一年間に於ける領國の實地視察は翌年藩主となつて國政を料理する上について偶然にも好資料となつたであらう。

民業民風の視察のかたはら文雅の會を催し多數の士人を招いて詩や歌を作らしめた。是は藩士と親しむと共に學問の有無や人物の良否を試みる爲めであつたらう。

八月十五夜に那珂の湊に舟を浮べて詩歌の會を催うし明月を賞した。公の詩に

去年今夜武城月。不定陰晴意轉勞。今月今宵那賀浦。月光十倍廣陵月。

去年の十五夜は夫人と共に月を觀んと約されたが夫人心ちあしく來り會さなかつたので公は

これもまた心つくしのくまなれや

名におふ月を君ごし見ねば

といふ歌を夫人に贈られた。夫人はそのかへしとして

はれやらぬ心のやみはかきくれて

わか身ひごつにくもる月かな

ごよまれた。その夫人は今亡い。公の感愴はおのつと詩句の中に露はれてる。又この年正月夫人を祭りて「物換年改、我愁無移。谷鶯百轉、我謂無春。庭梅已」

綻、我謂不眞。」と悲まれた。公は意の人であると共に情の人である。

父の逝去と襲封 寛文元年七月威公水戸に在り病重きによつて十六日に公は江戸を發し晝夜兼行で翌日水戸に着し是より日夜看護に心を注がれた。二十八日左右のものを退けて公にさまざま遺命あり中にも殉死を禁すべきことを特に内命されたるにより公は其の夜かねてより殉死の覺悟ある眞木隼人の邸に赴かれて固くそれを指留められた。翌日威公遂に薨去された。公哀傷いはん方なく食物は勿論湯茶までも喉に通らぬほどであつた。公はまことに純情の人である。

この日威公の遺命によつて殉死制禁の布達を出された。殉死を願ひ出たもの十餘人あつたのであるが堅く禁じて許されなかつた。三年後に幕府も殉死制令を發布した 四日罪囚二十三人の出獄を赦し、威公の譴責を受けてゐた諸士を悉く赦免した。徳禽獸に及ぼして一箇年間漁獵を默許の体にして納稅せしめざることをこし又威公の獵鷹七十餘架を放ち去つた。同日制定の儀禮に遵つて威公を瑞龍山に葬られた。

八月九日公將軍家綱の命によつて江戸に登られた。十八日に公は兄頼重並に諸弟

を威公の神前に集めて頼重に對ひ「明日將軍家の使者來邸の内達がござつた。是は定めて自分に襲封の臺命を傳へんためと存するが弟の身として世嗣となつたとは常に心に深く耻づる所で先君御在世の時に辭し申さんとも存じたがかくいたさば父子不和のためなりこの誹そとがらも起らうと思ひ煩ひ隱忍して今日に至つた次第でござる 就いては貴方の長子松千代を自分の子として後を嗣がせたいと存するによつて是非この儀を許されたい。もし許されねば明日臺使來邸しても御受けはいたさぬ覺悟でござる」と申し出でた。頼重初めは之を肯うけんじなかつたが公の決心動かしがたきと且つは諸弟の勸説もあつたので遂に公の申出を許諾することになつた。

八月十九日臺使として酒井雅樂頭忠清、阿部豊後守忠利來邸し常陸五郡二十八萬石を襲ぐべき旨を傳へられた。

## 藩主時代

同族愛 公は寛文元年八月年三十四で藩主となり元祿三年十月六十三で致仕し

たので藩主の期間は三十年であつた。

公は襲封の初に領内の墾田を割いて弟頼元及び頼隆に各二萬石を與へ房時頼雄、頼利の三弟に各三千石を頒つた。又家督を相續した上に寶物などを私藏すべきものでないことあつて貴重なるものは男女の連枝に分ち與へられた。頼元は後大學頭となつて松川藩の始祖であり頼隆は播磨守に任ぜられて石岡藩の始祖となり頼雄は天和二年に五代將軍から宍戸領の一萬石を拜領し大炊頭に任ぜられ宍戸藩の元祖となつたのである。公の母谷氏はこの年十一月十四日に五十九歳で逝去した。至情なる公が半年のうちに父母を喪はれたのであるから其の哀傷はいかばかりであつたらうか。諡して靖定夫人といひ經王寺に送葬の時は身延山の住僧日眞を請して導師とし法號を久昌院と稱せらる。公は追善の爲に喪中法華經一部を手寫された。後稻木村に地を相して久昌寺建立に着手し恰も十七回忌に伽藍並に多寶塔竣工し領中第一の法華寺となり檀林には本國寺の日輝を始め來り學ぶものが多かつた。夫人が法華信者であつたので純孝なる至情から母の志を成し遂げられたのであつた。この至情は父

母兄弟に篤かつたばかりではない。威公の前に水戸に封ぜられた伯父武田萬千代信吉が後なきを哀み墓所心光寺を向山に徙し規模を宏大にして淨鑑院と稱したが更に其の墓を瑞龍山に移し改葬の時は舊臣の中功勞あつたものの子孫をして其柩を昇がしめた(五年)又信吉の母秋山氏の墓を搜索して小金の本土教寺に見出し自ら文を作つて碑を立て田園を寄進して香火の資となした。(貞享元年)

寛文二年十二月參議和に任ぜられた。翌年十二月頼重の嫡子右京大夫松千代を養ひ幕府の許を得て世子とし同時に松千代の弟采女をも養子とした。世子、將軍家綱の一字を賜はつて綱方と名乗る。寛文十年綱方が病死したので采女を世子とした。采女は綱條で第三代の藩主となつた方である。こゝに於いて人みな公が素志の確乎たること、それに對する用意の周到であることに深く敬服したのであつた。綱條やがて左近衛權少將に任ぜられた。公の意見に、父子臣を分つときは臣黨を立つることあり、臣黨を立つる時は父子の間、不和を生じ易いとあつて公にも綱條にも專屬の家臣を置かなかつた。公が綱條を視ること眞の子の如くで、後(貞享三年)綱條の子菊千

代古生るるに及んで之を鍾愛し其成長を樂しみこの幼孫に懇ろな書狀をしばし寄せられて讀書習字を勸められ自筆の書簡を受け取ると一目を驚かし候、當分近き一門の内には比類なき能書たるべくと存じ候」など、目を細くして喜ばれたのであつた。

**施政第一步** 寛文三年七月二日江戸を發して歸國せられた。是が藩主としての始めての入國である。まづ威公の廟に詣で廿九日三回忌の祭奠を行ひ九月十二日那珂湊に家臣を率ゐて清遊をなし同十五日に至つて岡崎平右衛昌純を始め二十七人を擧用して要路に就かしめた。これまでは所謂三年父の道を改めず威公當時の任用を動かさなかつた。しかし其の間無爲に過ごしたのでは固よりない、賢愚能否を識別することに意を注がれたであらう。二十八日城中大廣間に於いて家臣一同を引見して賜盃の式があつた。

世に水戸宰相光圀示家臣三條例といふ小冊子が傳寫されてある。これは公の命令でなく別に筆者があるとの異説もあるがこの條例はこの初入國の時か若くは前年家臣に示されたものと想はる。この條例は聖徳太子の憲法と同じ趣で法律的規定でなく日常 爲の規範を示されたもので社會生活上緊切なものであつて冒頭には極めて謙虚な態度を以て遠慮なく自分の曲事を諫められたいと書いてある。自分の曲事は例へば遊興を好むとか、自由の振舞があるとか、女色に耽るとか、奥方に驕り高ぶるさか、己が威勢に募るさか、才智に伐さるさか、諫言を用ひぬとか、賞罰が正しくないとか、賢臣を遠ざけ佞臣を近づけるとか、文道を疎そんずるさか、武備を忘れるとか、家臣や百姓を憐あはれぬさか、無用の器物を玩ぶさか、金銀を浪費するさか、工事を好むとか、人力を破るとかであつて此他にも我等の思ひ浮ばぬ曲事があらう、すべておのゝが存じ寄られたことは對顔の時なりとも書面なりとも秘ひさず申し出でられたいといふのでこの一節に寛弘にして善言を容れられるといふ公の倂あが恩おんばれる。

良風を興し無用の費を省くことは公が藩政の上に於いて最も意を注がれた所でそのことはこの條例中にも明記されてあるが是より先き江戸から命を下して是等のこ

とを實行されたのであつた。領内には婚姻の時青年達が新夫婦を辻小路などへ引き出して水をかけたり石を投げたり罵聲を浴せたりする悪風があつた。藩君が放鷹の出先へ家臣より物品を進献するといふ虚儀があつたが是等は皆禁止された。松飾りは今でもするやうに幹より切つて立てるといふ風であつたがそれを禁じて枝松ばかりを用ふることに達せられた。

この第一回の入國につきみやげとして水戸下町に水道を引かれた。時の町奉行は望月五郎左衛恒隆で智慧望月と呼ばれた人、普請奉行は佐倉の人で平賀勘右衛保秀翁で算數に長じ地理に通じた。平賀は諸處の水源を検したが地勢の上から見て笠原不動谷を水源とするに如かず、こなし望月の檢分を請ひたるに望月は地勢を望見し直ちに平賀の設計に同意し工事も滞りなく進行した。六尺三寸を一間として橋元より藤柄町入口まで岩樋の長さ千八百七十三間四尺五寸であつた。

十月二十二日から封内を巡視され十一月十六日江戸に向つて参駕され途中南郷鳥羽田夜澤にかけて狩獵をされ鹿猪一千五百頭狼四頭を獲二十二日江戸に着された。

この歸國を始めとして隠居されるまでに凡そ九回就國された。水戸家は定府の勤であつて江戸に在るのが本務で藩主の中には江戸で生れて江戸で没し藩主として一たびも入國しない方もあつた。それは全く例外であるが創業時代の威公を除いては公の如く屢就國せられたのも例はない。

**社寺改革と復興** 公の施政上重要なものは社寺の改革である。是は理想の實現と民風改善と冗費省減とを併せ行つたものである。寛文五年就國の時山縣源七、北河原甚五衛門の二人を寺社奉行となして神社、佛閣の由緒や僧尼、巫祝の素行の調査を命じこの年淫祠三千八十八を廢し翌年新らしき小寺九百九十七を潰し無學破戒の僧三百四十四人を還俗せしめた。民を惑はし風を傷る所の淫祠を廢されたるは當然のことであるが新建の寺院を潰したのは何故ぞといへばそれは寛文六年八月の布令にもある通り在々所々に小寺の建立が多くなり古寺名刹の檀家が散離するのでそれらが荒廢に歸し學僧も住職を捨て、去り小寺の僧侶は無學もののみで却て奸才に

長じ民を迷はし財を搾るこいふ弊害を察してかくは英斷に出でられたものである。無益有害の小寺を廢毀するに共に公は名僧知識を招請して古寺の復興に力を効されたのである。城西の經王寺を稻木に徙して久昌教寺と改め僧正日隆を住職とし久米の願入寺を巖船に徙して本願寺の瑛兼をこゝに居き僧以傳を那珂の西寶幢院の住職とし僧正良運を吉田の藥王院に居き常磐の天徳寺には初め僧月坡を招ぎ後、明の僧心越を請じ栖ましめた。僧連山は宮田の大雄院に在り僧太嶽は潮來の長勝寺に居た。其の他幾多の名僧知識を招請し封内の諸宗を振興し僧風を嚴肅ならしめたのである。

淫祠を廢毀すると共に由緒正しき神社を修理し宏壯になして敬神の念を起さしむるを力められた。寛文七年就國の間に吉田靜兩社復興の令を出しまづ第一着に唯一宗源神道の主旨に據つて僧侶の神社に奉仕することを廢止し専ら祠官をして之に當らしめ社僧の役料であつた寺田を神社に納めしめて其の修理用度に宛てることとせられた。王朝以來兩部習合神道によつて僧侶が神社の祭事を掌りいはゆる神佛混

淆となつたのであるが因襲久しきに亘つて人之を怪しまざるに至つた。公は父威公と同じく夙に神道を講究され神佛混淆が古道に戻り非禮の甚しきを認めて今こゝに鉄槌を下して神佛を分離し去つたので當時神道復古說漸く起り氣運稍開けたといへ之を實行したのは眞に一大英斷といはねばならぬ。唯社僧を廢止したのみならず神社に祠り置かれた佛像を撤し之に代へるに鏡若くは幣を以てせられた。吉田神社は日本武尊を祀り靜神社は健甕槌命を祀り共に式内の神社である。公は先づこの二社を復興し舊制に據て本殿、拜殿、神膳殿、神樂殿、御供所等を新造もしくは改作し日月四神の幢、鉦、樂器等の神寶を納めて尊崇の意を昭かにし以て神威の顯赫を覺らしめ更に一村一社の制を定め士民をして敬神の念を旺にし嚮ふ所を一にしやうと計られたのである。

寛文六年四月家士の墓所を常磐及び坂戸の兩所に定められ葬式を僧侶の手より解放し自由にこゝに葬るを得しめられ且つ文公家禮により喪祭儀略を撰ましめて家士に頒與し喪祭執行の指針とせられた。

殖産興業 多少心ある藩主にして殖産興業に心を用ひぬものは無かつたのであるが、公の殖産は廣き範圍に亘り唐土にあつて我國に無きもの諸國に在つて水戸封内になきものは必ず之を取寄せて移植につとめた。随つて其の種類も多く草木は約九十種、禽獸三十五種、蟲介十一種であつた。そして其の目的は自己を利するためならず後世の爲め日本の爲めを思ふに在りといふのが自ら語られた主意である。常陸の湖海には海參、白魚、昆布、海螺がなかつた。それが産するやうになつたのは公の移植の賚である。昆布の如きは松前から石に着いたまゝ取寄せられたのであつた。蛤は殻厚く肉少く風味が好くなかつたので江戸より取寄せ湊に放つたところ水戸蛤の名で江戸に販賣されるやうになつた。製紙には特に意を用ゐられ三又、木槿、大小の麥稈、柳、竹、松の皮、眞薦まことにて紙を漉かせ中にも三又にて漉きたる紙は純白で美濃の上々紙に遜色なく麥稈にて漉きたるは麥光紙と稱して江戸に出して珍重された。公がかくさまざまのもので紙を製せられるのは好奇心に驅られてのことならんと想像して掛りの井坂與五太夫が紙工の仲右衛門と相談して銀杏の葉で製して

差し上げたことがあつた。公之を覽られて、これは好き紙なるが我が心にはそはた、我が本意は楮この價が高いによつて之を補ふ爲に世上に澤山ある草木にて製するのである。銀杏樹は多からぬもので楮の代用にはなりがたしと申された。

公は又製薬に意を注がれ之が爲めに南支、南洋の樹木を移栽されたが風土適せず多く枯死した潮來邊に植ゑさせられた肉桂佛手柑びんなどは繁殖したとのことである。

異種の草木を移植したばかりでない。一般の植林も公の注意を脱がれぬことで山路や野路や田畝の間道や寺社の門前又は堤塘に松杉檜櫻つばき榛はらなど其の地味に應じて植ゑさせられた水戸府内には竹林の養成を奨励し千波の堤には柳、梅を栽ゑられた。風致と實用とを併せ得たる趣向である。

獸では羊、綿羊、羚羊、麋、白猪などを放たれた。馬は大能村の廣野を相してこゝに放たれ、駒番二人獵師八人を置いて飼養せしめた。大能の牧場こゝに始まり爾來多くの野馬を産した。

蝦夷地視察 公の事業の中で特記すべきは大船製造のことである。長さ二十七間幅は廣き所にて九間、櫓六十挺立、帆柱十七間といふ當時希に見る所の大船で名を快風丸といつた。この船は何年頃に造られたのか、寛文十一年に長崎において銀三百三十五匁五分にて船具を購入し貞享三年南部邊へ出帆の命ありこの記録に據る寛文年中に造られたものか、造船の時日は明かでないがこの船は元祿元年二月三日那珂湊を出帆し十二月二十七日歸港したとあつて其の以前にも二回出帆したが二回とも風浪のため中途より引返したところであるから或は貞享中に出帆の命を受けた船と同一でなかつたか。兎に角にも公は夙に大船を製造して蝦夷に渡航せしめ何等かの目的を達成せんとしたのである。有北紀聞には義公は樺太に志があつたと簡單に記してある。公にいかなる大志があつたかは知らぬが蝦夷地と交易をなし同時に其の内地を視察せしめたことは船員の覺書によつて明かである。されば少くとも快風丸の蝦夷航行は殖産のため交易の爲めであつたと見られる。之に乗ねて蝦夷の狀況を究め他日の雄圖に資せんとせられたことゝ想はる。交易上得る所は少なかつたやうであるが志は大なりといふべきである。

節儉厲行 一着の頭巾を四十年の間、使用したほど公は自ら奉ずること薄くいたく奢侈を嫌ひ節儉を尙ばれたので在世當時慳吝坊の名を贏ち得たのである。是れは大人の心を忖度し得ぬ小人の見解で、公は無用の費を省いて有用の資に供されたのである。二十八萬石の大名の居間の天井や壁が反故紙で張られてあつたのは一見慳吝の嫌はあるが「天井及び壁はごみを落すまじきため手づから慰みに張り候」と聞いては松下禪尼の故事も憶ひ出されてゆかしいではあるまいか「第宅器物其の奇を要せず有れば則ち有るに随つて樂胥し、無ければ則ち無きに任せて晏如たり」とある如く物欲に左右されざる恬淡なる公の心境が俗人には大名らしく見えなかつたであらう。公は無用の費を省くと共に有用の事に對しては金を吝まなかつた。史料の爲めとあれば大金を投じて秘書珍籍を購はれかの快風丸の造作には七千兩を費されたのである。

公はかく自ら節約を行ふと共に士民にも節約を奨励した。かの「示家臣條令」中

にも深切鄭寧に節儉の仕方を指示され、武具馬具衣裳器物すべて實用を主として華美を避くべく、寄合の馳走は腹を充たすを以て足れりとし決して珍奇な料理、數寄な杯盤に心を盡すやうのことがあつてはならぬと諭し、いかなる人も諸事分限相應にいたし所収の分量をつもりて金錢の遣ひ方を加減すべきであること戒められてある。平凡な戒めではあるが一家の經濟に取りて最も大切緊要のことである。

寛文八年に命令を以て衣服の品種を限定した。羽織着用にて供に立つものは毛織の羽織、合羽を用ゐることを禁止され五十人衆以下の衣服は絹紬に限り毛類、紗、綾、縮緬、綸子を用ゐることを禁ぜられ足輕以下の衣類は布、木綿に限り、百姓の中庄屋の衣服は絹、紬、布、木綿に限り其の他のものは布、木綿の外着用相成らず、庄屋百姓男女共に衣類を紫や紅に染むべからずと達せられ寛文十年にも若黨中間草履取などの衣服につき制限を越ゆべからざる趣を達せられた。奢侈は國帑の不足となり諸侯の疲弊となり民人の困窮となる、故に節儉を重んぜなければならぬといふのが公の意見であつた。

**慈悲の政治** 政道は慈悲を以て本とすといふのが公の政治に對する根本思想であるから刑罰の如きは固より寛典に據つて處斷することを本旨とせられた。寛文二年威公一の周忌に際しては罪の輕重を論ぜずすべて赦免せられた。重き犯罪の取調はたごへ時日を要しても念に念を入れて誤審謬斷を避けしめ、死刑は一旦決裁しても之を行はず更に復申させることにしたのであつた。

山間の僻邑に親殺しの犯罪者が出たことがあつた。審問した所、彼はそれを罪と思はず、人の親を殺したなら相濟まないが自分が自分の親を殺したのが何の咎にならうぞといふ以ての外と言ひ分であつた。親殺しは勿論死刑に處せられべきもので右の次第を公に上申して決裁を仰いだ。公之を聞かれて暫く死刑の執行を猶豫させ一人の儒者を召して、かやうな沒義道の者がある、是は畢竟教を受けない爲である。向後三年間隨分面倒を見て學問を致させよ、もし等閑に附するならばそちも罪せらるべしと申し渡された。三ヶ年の後この者始めて親殺しの重罪であることが分つて今さらに大に驚き自ら進んで御處分を受けたしと申し出たので法の如く死罪に行

はれた。

犯罪者の上に加へられた慈悲は孝子節婦を見逃がされなかつた。延寶の初め玉造村中の濱に彌作といふ孝子のあるのを聞召され巡視のをり其の家を訪はれ一掬の金銀を両手の掌の上に載せ彌作の頭の上にさしかざし「是は我等が與ふるのではない天から下さつたものである。此金で心よく母を養へ」と仰せられ、村役人にはくれぐれも彌作を劬り助けよと命ぜられ後に儒者に命じて彌作の傳記を書かしめられた。隱栖後のことなれど此の外に山形村の孝子武治右衛門や村松村の孝子治兵衛、又

野上村の節婦やす、小中村の節婦權左衛門妻、多部田村の義婦平左衛門妻等の家を或は親ら訪はれ或は人を遣はして其の行を賞し金品を惠まれた。

孝子節婦の外に頼る所のない鰥、寡、孤、獨、老廢のものは之を賑恤された。元祿三年に是等無告の民の數を調べた所二百七十四人あつた。鰥夫には一日稗一升、寡婦には六合、その他のものにも其の情狀によつてそれぐ給與された。又公費を以て稗倉を建て、常に稗を畜へ置き平年には貧病者に惠まれ飢歲には一般領民の食なきものに與へられた。

きものに與へられた。

天和三年七月雜稅免除の件を布告された。是れは全く公の意中から出でたこと去年十月國に就かれ封内を巡視されたところ處々の村邑の困窮せる状態を面のあたり見られては府庫に餘裕なく不如意勝ちなれども民の困窮は尙さらに忍びかたきことであるからして藍襪稅、紙稅、舟稅、鹽竈稅、鮭魚稅、鮎稅、鱒稅等を全免し柿澁稅は半減することせられた。又貞享三年三月には町方の困窮を救はんが爲めに永續拜借金の利息を本年より五箇年間一割に低減することゝされ、五箇年のうち元金を上納せんとする者は固より其の意に任すべく元金を上納したものが再び困窮して拜借を願ひ出づる時は上納したる元金の額までは五箇年内にかぎり一割の利息にて差許すべき事を達せられた。かうして村方町方とも恩惠に均霑した。

公の施政はかくの如く完全であつたやうであるが賢者にも千慮の一失がある通り公自ら懺悔して「政事の取扱に不了箇のここをしたことが三つあり」と申されたから失策を免れなかつたこともあつたと見える。公も人である、神ではない。

**史館新築** 世子の時すでに史館を設けられたが襲封後や、久しい間史館は其のまゝ、駒込別荘に置かれてあつた。寛文十二年の春小石川の本邸内にそれを移され彰考館と名づけ館警五則を作られ史臣の心得とせられた。貞享五年五月新に邸内天神坂の上に史館を造營された。この處、西は富岳を望み南は江戸城に對し近くは後樂園の綠樹鬱蒼として心神を爽かならしむる所である。公がかやうに佳い所を選ばれたのは史臣の勞苦を慰められる爲めで同情の發露でもあるが第一には國史編修の事業を大切と思ひ一心を打ち込まれてゐたが爲めである。公が史臣を慰め<sup>なぐさ</sup>はられたことは至れり盡くせりであつて毎日一汁三菜の夕飯に酒を添へて下され、四月一日から七月三十日まで向暑から殘暑までの間は浴場を設けられて、入浴を許され、日永の時は吸物に酒や菓子を下され毎月二回は鄭重の饗應があつた。この他臨時に舟遊や觀月の宴や詩會やなどがあつて勞を慰められたものであつた。

**史料蒐集** 國史編修上缺くへからざるものは言ふまでもなく史料と良史とである。史料は編史に志して以來其の蒐集に心を注がれたが小規模に過ぎなかつた。彰

考館を開設された後は大に手を擴げて搜し求められた。天和元年には吉弘元常、佐々宗淳を大和地方に遣はされ貞享二年には佐々宗淳、丸山可澄、今井弘濟、秋山久積を西國に遣はされた。四人は山陽、山陰、西海、北陸の國々約五十五ヶ國を巡遊し其行程一千四十餘里、到る處名門大家を始め神社佛閣を歴訪し得る所が多かつた。隱棲後にも勿論史料の蒐集に力を盡され元祿四年には丸山可澄を奥羽二國に遣はされた。丸山は蝦夷地へも渡り行程四百餘里であつた。其の翌年には佐々宗淳を再び大和地方に遣はされた。

京都は朝廷の御文庫を始め親王府、攝家、御門主、堂上、地下、諸山諸寺に藏せられたる史料が最も多くこの方面の搜索は鶴飼眞昌や佐々宗淳が之に當つたが公自らも書簡を發せられて借覽を求められたことはしばしばであつて例へば天和二年から元祿十年まで十六年間公が京都方面だけへ送られた書簡の寫が冊子にまとめられてある。それが一千百九十六通ある。この外にも現存の書簡があり散逸したものも勿論あるのであるがこの一千百九十六通だけでも其の大部分は書籍の借用や交換に關す



僧位に任ぜられたので儒者が己れ自らを卑しめる陋習であつた。公は夙に之を慨せられ寛文四年に小宅生順をして幕府の弘文学院學士林恕に書を致さしめてこの風を改めんことを勸告されたのであつた。後林家においても僧風を改め天下一般儒者學者が士人に伍するに至つたのは公の卓見に基づいたのである。

**舜水招聘** 國史編輯の爲めに學者を招聘したばかりでなく道を問ひ才を盡さしむる爲めにも學者を招聘し又招聘せんとした。招聘したのは明の遺臣朱之瑜水舜であり招聘せんとして其の機縁を得ずに終つたのは張斐である。

朱舜水は明朝の恢復を謀り清朝に臣仕することを耻とした志士であり學者であつて其の學識は淵博で實用を主とする學風を尙んだ。公が舜水を招聘して弟子の禮を執つたのは寛文五年で公三十八歳舜水六十六歳の時であつた。公は物心兩方面から舜水を優遇された。白銀百枚、三十人扶持、輿丁料銀二十枚が舜水に對する定まつた報酬であつた。公が舜水を訪はれる時は門前數歩の處で駕籠から下りられるのが常であつた。舜水は公のこの態度に感じ、三公の尊きを以て歩して處士の家に至る

ことは未だ曾て聞かざる所だと言つた。

公は舜水の七十の賀の時親ら其居室を訪れたが人見卜幽の七十の賀の席へも突然行かれて主客を驚かしたことがあつて(寛文八年)林恕が其の態度を贊美して文を作つた。公の豪宕不羈の性格は封建時代の大名には見られぬ簡易率直の動作となりて現はれるのが常であつた。舜水は公に對して時々諫言をなし、其言ふ所が國情國風に合はず、事理に迂なるものがあつても公は意に介せず受け納れられた。

公は水戸に大成殿を建てる計劃があつたので儒臣をして舜水につき釋奠の禮を學ばしめ又梓人をして舜水の指圖に従つて大成殿の雛形を作らしめた。「先生は詩書禮樂より農商工のここに至るまで何でも知り究めないものはない。今曠漠無人の野に一都邑を立つる時に此人一人あればすべての事を教え導くに不足はない。」是は公が舜水に對する觀察の一端である。

**皇室尊崇** 寛文二年四月二十日勅使が水戸藩邸に御いでになつた。公は御禮として長袴を召し勅使の御宿傳奏屋敷へ出向はれた。

毎年三月勅使が江戸へ御下向になつて將軍に對面し正月の御祝を述べられるのが恒例で其の都度尾、紀、水三家をも御訪れの上、天皇より大刀を賜はることが常式になつてゐた。そして三家よりは各家老を使者として勅使の御宿へ出向はせ御禮を申上げるのが慣例であつた。然るに公は、勅使御參邸、大刀御授與あるに使者を以て御禮申し上げる儀は甚しき不敬である、尾州紀州はいかやうに考へられても是れは君臣の大義の上からかやういたすべきでない、我等は定格を破つても自身御禮に罷り越さねばならぬとあつて自ら御宿へ出向はれたのであつた。爾來水戸家ばかりは藩主が御禮の爲めに參向するのが例になつた。襲封以來毎年正月元旦には直衣を着されて朝早く京都の方を拜さるゝが恒例であつた。

なほ朝廷尊崇の誠意は細い所にまで露はれた。例へば三公親王の書翰は必ず跪かれて押戴いた後、披見されるのが常であつた。又親王、大臣の書翰の中の名字花押は必ず切り抜いて焼却された。それは或は散逸して名字花押が汚損されることのあるのを恐れられたからである。

**皇室の眷顧** 公の事業や行爲がかやうな次第であり文武兩道に達したる棟梁の材

であることを皇室におかせられても聞召されたので公に對しては屢優渥な御錠を賜はつた。延寶三年に後西院上皇より雪朝遠望の題を賜はり漢詩を徵されたので公は七律三首を賦し天龍寺の僧虎林に依つてそれを上つた。其の一首を抄出する。

積雪皚皚擁翠微。 四山環曲畫屏圍。 烏鴉點破分毛色。 白鳳

廻翔覽德輝。 最喜瑞花天上墜。 豫知宿麥臘餘肥。 朝來

休道夜寒逼。 起坐遙思脫御衣。

同六年には公監修の國文集三十卷に對し上皇より名を扶桑拾葉集と賜はり勅撰の書に準ぜられた。天和元年には上皇御内旨の趣を以て前大納言中院通茂より詩歌を上るべしとの事で公は詩五十首歌三十首を献じた。同二年兵部少輔安部泰福より靈元天皇の詔を傳へて鳳足硯の銘を作るやうにこのことであつたので銘に序を加へて上つた所、翌年宸筆を下されて銘辭を御賞讚あらせられ其の御文中に

宰相中將源朝臣、武をそなへ文をかねて絶代の名士也。よりに命して彼硯の銘

をしるさしむ。その文こゝろ忠義をふくみ詞金玉の聲をなせり

の一節がある。公は其の光榮に感激し聖語の「武をそなへ文をかねて絶代の名士也」を其のまゝに敕賜備武兼文絶代名士とし明僧心越をして彫刻せしめ雅印の關防として終生用ゐられた。

この他詔によつて立坊立後の儀節を草して上り(天和三年)、尙齒會詩一卷、五月雨記一卷を上つた(貞享元年)。又禮儀類典が略成就した時、朝廷へ上つた(貞享三年)所叡感あらせられて大成せよとの御沙汰があつたので公は感激して監修に努力された。要するに皇室と公との間には公然文字上の御交際があつたわけだ。

鳳足硯の銘に對する御賞詞は靈元帝か後西院上皇かに就いて異説があり著者は後説を信するが今しばらく義公の序文を主として前説を記することにした。

**幕府敬重** 公は皇室を尊崇すると共に幕府をも一方ならず敬重した。例へば大風や地震のあつた時は毎毎に日光山の幕吏へ手書を送られて神廟の安否を問はれ同時に上野の東叡山、芝の増上寺へも使者を遣はされて佛殿の安否を尋ねられた。梶左兵衛督といふ人は三代將軍家光に仕へて其の寵信を得たので家光他界の後辭職し日

光山に上りて終身靈廟に仕へた。公は梶の誠意に感じて平生懇篤に音問をなし其の死去した時には特に佛事を營み冥福を祈られ自ら祭文を作り施物として馬を贈られた。隱棲後のことであるが幕府より病氣見舞の使者を遣はされた時居ながらにして使者を迎ふるは恐縮の至りであるといふので病中にもかゝらず臺使ある毎にわざわざ、水戸城へ出向かれて對面せられたほどであつた。

**直言直行** 公は幕府を敬重したが將軍の非違を匡正することを怠らなかつた。是は第一に義に厚き公の特性の然らしめた所であるが第一には水戸家は幕府の輔佐役であるといふ自覺も其の因をなしたであらう。

五代將軍綱吉は館林藩主から兄の四代將軍家綱の後を受けて將軍となつた。家綱薨去の際繼嗣論が起つた時、公や堀田正俊が衆議を排し最も近縁の綱吉を立てることを主張し之に決したので綱吉は將軍となつた次第だ。この時綱吉の兄の甲府侯綱重が存生であつたならば綱重が繼ぐべきであつた。故に綱吉は自分の世子には義として綱重の子の綱豊を立てねばならぬはずであつた。然るに綱吉は自分の子の徳松

を世子となさんとして内意を三家に暗示して表面其の可否を諮問せられた。公は弟の身を以て家を繼いたのを心苦しく思ひ兄の子を世子としたほどであるから綱吉の義を重んぜざる此の暗示に反対し「甲府殿を將軍家の御養君となし、甲府殿の御養君には徳松殿と、かやうな順序になされて然るべく存ずる」と申されたのである。是れ眞まことに至當の提言である。もし將軍の意の如くなさば將軍家は義を捨て、私に徇ふとの誹を受けて天下の信を失ふに至り幕府の不爲めであるといふのが公の深き考慮のあつた所である。徳松の死後綱吉が其の女婿紀州綱政を西城に入れることを發議した時も公は敢然として之に反対された。西城は將軍の世子の居るべき所でこゝに女婿を入れんとするは他日之を世子とする素地を作るが爲めで此の如きは非違の甚しきもので幕府の制度をも破壊する所爲であるから反対されたのであつた。

貞享中神田祭の時、公、例の如く登城せられたるに老中より今日は將軍の母桂昌院、御臺所など祭禮を見物せらるべきにつき還り路は迂回されたしこの事であつた。公之を聞かれて私の祭見物の爲めに三家や諸大名が廻り路をする謂れなしとて歸り

には桂昌院等の爲めに雜踏を防ぐべくしつらへた道々の竹矢來を打ち破らせながら通行された。又畜類殺傷を禁止された時、人に害を加ふる犬はそのまゝに捨て置きかたものであると老中に警告し、ある時は狂犬を殺して之を届け出た。これらは一些事のやうであるが幕府が私事の爲めに公事公安を害することを匡正されたので理義の味方となつて權威に屈せぬ所の公でなければ爲し能はぬことであつた。

**修史の目的** 皇室尊崇と幕府敬重とは兩立しないやうで公の思想動作に統一がないやうにも思はれるが決してさうではない。皇室は眞の君主でおはすから尊崇し奉るべきである。幕府は宗室であるから敬重すべきである。今幕府は政權を掌握してゐる。それは勢であつて篡奪ではない。「皇家の天下をこり申たるにては候はず。攝家の天下を武家へ取り申たるにて候」と公が言はれた如く勢であつたのである。この勢を俄に力で破らうとするに天下が亂れる、人民が塗炭に苦しむ。功名を立てんが爲めに治世に亂を思ふは治平の姦賊なり」公は自ら言ふ所の其の姦賊たることを欲しなかつた。勢は自然に任せねばならぬ、自然は勢を生ずる、勢を以て勢を制するときに必

ず来る。公はそれを期待したのであらう。唯手を空うして期待したのではない。尊王の思想を鼓吹して自然に勢を作らうとしたのである。自然の潮時が到来したなら何れに趨るべきであるか。それは既に明白である。「我が主君は天子なり、將軍は我が宗室なり」公のこの一語に盡きてゐる。君臣の間に義あり血族の間に親あり。義と親と兩立せざる時義をして親に勝たしめねばならぬ。「大義、親を滅す」、この思想は昭乎として存在した。君臣は公の關係なり、血族は私の關係なり「私を以て公に徇ふ」この信念も亦確立した。二百年後、勢が勢を制せんとした其潮時に乗じて公の信念を實行したものが公の信念に涵養せられた其の後胤であつたことは決して不思議でない。

**國家尊重** 寛文十年秋公、登城し尾州家光友、紀州家光貞と共に休息の間に打寛いでをられた所へ老中某弘文院學士林恕の編輯せる本朝通鑑を携え來つて申すには、「この書この度脱稿いたし梓行の命下り候まゝ各位へ御知らせいたす」との事であつた。公は一二巻を披見されたるに本朝の始祖は吳の泰伯の胤なりとあるに驚かれて申さるゝやうは、この説は後漢書以下の史書に傳聞のまゝ、本朝を姫姓のよしに記し

たるより起つたものでもごく杜撰の至りである。我が國には我國の正史のあるのに之を外にして他國の志傳に據つて皇統を汚さんとするは悲しむべきことである。昔後醍醐帝の御時に妖僧ありてこの説を書いたがその書を焚き棄てられたと承る。厩戸皇子の時は學問未だ開けなかつたのに我國を日出處といひ彼國を日没處と申して同等の地位に立つて交はられた。今天下の文明遠く昔時に優越してゐるのにかゝる妄説を信じ泰伯の後なりといはば神洲の大寶永く外國の附庸となるであらう。されば此書は我國の醜を萬代に残すことゝなるによつて早く林氏に命じてこの妄説を削り正史に據りて改訂されて然るべしと論ぜられ尾紀兩藩主も尤至極と同意されたのでこの書の梓行は一時中止されることになつた。

天和二年八月朝鮮國の通信使尹趾完、李彦綱、朴慶後の三人江戸に來つて將軍綱吉に謁見した。三使は公に敬意を表する爲め使者を以て音物を贈り越した。音物の目録書は左の如きものであつた。

奉 呈

水戸公閣下

鷹子壹連 人參壹斤 虎皮貳張 白照布五匹 芙蓉香貳拾本 黃毛筆貳拾本  
眞墨貳拾笏

際

壬戌九月 日

通信使 剛

この目録書のした、め方簡に失して禮に合はないので公は是に對し三ヶ條の疑問を書かれ史臣中村願言に持たせて三使に遣はされた。三ヶ條の疑問は第一、品數のみを記して姓名を書かざるは如何。第二、一印のみを捺して三使の贈る所となすは如何。第三、印文を見るに恐らくは尹公の字あやなと思はる。名を稱するは禮なるに字を稱するは如何といふのである。數日を経ても三使は終に返答することが出来なかつた。かの非秦伯始祖論やこの三ヶ條の質疑やはいづれも公の國家尊重の思想から出たものである。公は秦伯の人格を景慕し其の墓所の地名梅里を雅號あやなされたほどであるが國家の上に就いて觀るときにはそんな私情などは眼中にないのであつた。又朝

鮮の三使が箇人の光陰に音物を贈つて來たなら其書式がいかやうであつても心に留められなかつたであらうが苟くも日本の宰相光陰に對してかゝる粗略な贈り狀をさし付けられたのであるから默過もろこしされなかつたのであらう。

公の意見にかういふことがある。「もろこしを中華と稱ふるは其の國の人には相應なり、日本よりは稱すべからず、日本の都をこそ中華と云ふべけれ、何ぞ外國を中華と名づけんや、其のいはれなし。」漢學勃興の時代に生れ漢學者が滔々としてかの文物に心酔した時、同じく漢學者たる公にこの言あるは卓見といふの外なく從來水戸の學者が内外の辨別を高調したのも公に負ふ所少なからずと謂はねばならぬ。

公は國家尊重の觀念に富んだが尊大自ら喜んだものではない。國體に戻らず良風を傷やぶらざるかぎりには謙虛な態度を以て外國の思想知識を取り入れることにつとめられたのである。かの朝鮮の三使が來た時にも今井將興中村願言及び僧指月をして朝鮮の學士や醫官に就いて禽獸草木國字等を取調べさせられ延寶六年には筑間玄述を長崎へ遣はされ和蘭醫方やその他のことを學ばしめられたのである。

## 隱栖時代

五六

**告別演説** 元祿三年十月十四日阿部豊後守正秋上使として來邸、公に隱居なさるべき旨の臺命を傳へた。隱居は公がかねての志で幕府の老中へもをり／＼内意を語られたのであるから快く之を受けられた。翌日權中納言に昇任された時は之を辭退されたが強ひて老中より御請なさるべきことを勧められたので已むなく拜命された。

位山上るはくるし老の身は麓の里ぞすみよかりける

これは此時の詠歌で隱居後の任官を不快に思はれた響が聞える。

公の隱居と共に世子綱條公庸家督を相續し水戸家第三代となつた。この年十一月二十九日公、江戸を發して水戸へ歸住されることになつた。發するに臨み五言古詩一首を賦して綱條に遺し一は自己の夙志が遂げられて今日の境地を得たるを喜び一は治國齊家の大綱を述べて綱條を戒められたのがこの詩の意である。

十二月四日水戸に着し五日は藩士一同を城中の大廣間に集めて、告別の演説をなされた。演説の内容は初めにこの度の隱居と任官との次第を物語り第二には三十年間自分の不行届にも拘らず諸士が懇篤に勤めたるを謝し第三には少將綱條をして少將たらしむるは諸士の忠勤にありてそれを希望し第四には諸士の子息等に對して、若き少將を永く助くるは若き汝等の任なりて士人の本分を説かれたのであつて情理を兼ねたる大演説で聴くもの老いたるも若きもみな感涙を流して退出した。

**西山隱棲** 元祿四年正月十一日西山の隱宅建築に着手した。隱栖の地を西の山に相したのは前年であつて郷村巡覽の時。白坂を通られこのあたりに宜しき處なきかと佐々宗淳等に命じ覓めさせたのがこの地である。他年隱居の志を遂げたら山深く人家遠き處に閑居し道心者の如き生活をなさんとの内意を泄されたるは十五六年以前のことであつた。西の山に隱栖されたのはかくの如く偶然のやうであるが其實偶然でないと思はるるふしがある。伯夷の高義を慕はれたところから伯夷兄弟に因縁のある西山といふ名が意に合つたからといふのも表面の理由に過ぎない。蓋し珂

五七

北の人民を懷柔して徳川家に歸服せしめたいといふのがこゝに隱栖した本來の目的であつたらしい。西山と眼と鼻との太田は佐竹氏初代からの居城のあつた所で此地方一帯は佐竹氏の恩顧を懷うてゐた、佐竹氏秋田に徙封以來八十年、餘温は未だ冷めなかつた。公は之に着眼して人知れず太田に近き地を擇んだのであらう。

西山の山莊は半歳もかゝらず成就した。五月十日公は一時の宿とされた水戸三ノ丸中御殿を出てられて西山へ移られた。その時

こゝもまたかりのやとりをいてわひてなるるそつらきわかこゝろかな  
と柱に書きつけられて立たれた。

この年十二月にかの有名なる自撰の碑文を彫りつけた壽藏碑を瑞龍山に建てられ題して梅里先生墓といふ。西山に移られてからは西山の雅號を用ひられ西山隱士又は西山樵夫とも稱した。

**山莊生活** 山莊の構造は極めて質素である。柱は杉の丸太で屋根は萱葺き、座敷には闕しほを設けず次の間との隔てがない。門牆には蔦つたがづらはひまつわり、門扉は竹にて

編まれたもの、垣といへば表の方に一重の竹垣あるのみで其の外は山についで圍いといふものがない。山には鹿を放たれた。彼等はノソリノソリと庭に入り來つて馴れ戯れた。門前の田にも鶴二羽を放たれたが是も馴れて公の姿を見ると飛び來たり、池にをりノソリ下り立つた白鷺はこゝを去らず終に馴れて座敷にはいるやうにもなつた。

公に仕へたものは家老大森典膳、佐々宗淳、鈴木宗與、井上玄桐、三木幾右衛門などすべて二十三人で、この人々は白坂より新左衛門平ラ、不老ヶ澤、寺谷津から山莊門内までの谷間つゝきに住んでゐたので見渡したところ人家が見えず極めて寂寥の境であつた。

江戸より金銀器物何一つとして西山へ持たせられず、唯書籍ばかりは携え來られた。朝夕の食膳は香物と共に一汁三菜で淡泊な野菜料理であつた。元來精進料理を好まれて魚鳥類は好まれなかつた。衣服は絹紬以上は用ひられず、それも古びたものをめされて頓着されなかつた。夜服はむかしより薄絹の夜着蒲團おのゝ一枚のみ用ひられ、袴は江戸でめされた茶苧の袴を常に着用され裔しほは一体にきかれて糸筋が下

つてゐた。

六〇

從來茶の湯を好まれたが隠棲後は「數寄には器物の慾が起るものである」といふので斷然止められた。能や仕舞も止められた。唯謡のみは亡くなられるまでなされた。この時代の樂みは讀書吟詠が主なるものであつた。

正月の門松も立てられず、すべての儀式は一つとして取り行はれなかつた、唯正月十一日の具足祝の式だけは從來と異ならず嚴かに行はせられたのである。

**平民思想の實行** 公は驕り高ぶらず極めて平民主義の方でおはしたことは前に述べたが隠棲時代の公はさらに謙虛の態度を以て神官僧侶修驗者百姓等心安く引見せられ詩歌の友、酒の友、碁の友として親しく交はられた。隠居以後は藩侯の扶持にて公自らもくらしをるといふわけで「我も相公の家來よ、群臣は我が朋輩なり」と言はれて小姓頭以上の人々に對面さるゝ時には必ず袴を着けられたのである。この「我も相公の家來よ」といふ觀念が事に觸れ實現されていかに藩侯の威望を重からしめたことであらう。こゝに一二の話を引く。

公の碁の相手に召さるゝ西山近邊の百姓が帶刀御免を願ひ出た。公聞かれて、「それは易きことである、我等が帶刀いたさせたいから頼むといつて郡奉行に申すがよろしい」と言はれたので百姓は喜んで奉行鷲尾覺之丞に直接面會を求めて右の趣を申し述べると覺之丞大音にて、「何を申す奴ぢや、さういふ尊慮ならば其の筋から命ぜらるゝ事で其方ごときに傳言し給ふはずはない、其方虚言を構えて申出てたと覺ゆる、悪き奴ぞ、それ縛るべし」と、手代に下知したので百姓は這々の體にて逃げ去つた。百姓は直ちに西山に參り右の次第を申し上げ、「覺之丞 公の命を拒んで不届ではございませぬか」と申したるに公、「それであきらめよ、ならぬことは我等より頼みでもならぬことであるぞ」とさどされた。

又ある時お相手の百姓が操人形興行の儀を願ひ出たるに公「それは苦しからぬと許されたので百姓は興行を始めた。そこへ鄉村巡回中の奉行鷲尾が通りかゝりてそれを見咎め、「この興行、役所へ願ひ出てたりとは覺えぬ、無願で此のやうに人を聚めるは不届なるぞ、はや／＼引つぶせよ」と手代に命じて即時に中止させた。その百姓

六一

西山に参りてこの事を申し上げたところ公「我等が許したとて役所が許さぬ事はならぬものであるが國法であるぞ」と仰せられた。

役人は殿様の任命したものである、我等は殿様の父ではあるが今は家來同様で無役である、とても殿様の任命された役人には抵抗することは出来ぬ、我等さへもこの通りであるからお前らも殿様の役人には服従せねばならぬといふことを實地に教訓されたので藩侯の威望を重からしめるに偉大な力があつたに相違ない。こゝに西山に隠棲された深き思慮の一斑がほの見える。

謙虚と徳愛 一方においてはかく藩侯の威光を大ならしめ他方においては藩侯の父の尊きに居ながらどこまでも己れを謙虚にし且つ仁慈を施して其恩徳に感孚せしめたのである。いはゆる恩威並ひ行はれて水戸家に心服するやうにとつとめられた。公が散歩や旅行のをりに向ふから來る人を止めさせ避けさせることを嫌はれたのは「世にある者は高き卑きによらず用をかゝえあるくものなり、我は世に用なき身にて往還の人をこめさせ候事は道にあらず」といふ尊い意見に基づかれたのである。

仁慈を施されたことはかず／＼あつた。鶴殺しの罪人を追放されたことも其の一例である。この鶴殺し事件は元祿十二年に天神林の百姓長作が公の松前から取寄せられた鶴の一羽を西山附近において殺したのである。鶴殺しは昔より死罪と定まつてゐたので江戸より斬罪梟首の申し渡しがあつたのであるから之を赦すのは國法に背くわけになる。然るに公は「我等の鶴を殺されたのであるから我等さへ勘忍いたさば強ち國法に背くことにもなるまいと思つて追放した」のであるから水戸の老中へも申談じ藩侯へよろしく執成しを頼むといふ心遣ひまでして鶴殺の命を助けられたのであつた。

孝子節婦などの家を訪れ手づから物を與へられたことは多く隠棲後であつた。一年中の死罪者の名を詳細に書付けさせて年の終りに久昌寺摩訶衍庵において懇ろに弔はせられた。

山間僻邑に在つて醫者なく藥なく病を治することの能はぬものを哀れと思はれお側醫師の鈴木宗與に命ぜられ妙藥三百九十餘方を集められ救民妙藥集と題する冊子

を板行して領民に頒與された。是は元祿六年のことである。

建社、建碑 元祿四年九月花の木村旌櫻寺境内に遠祖源頼義・義家の爲めに祠堂を建てられて兩將軍の神主を安置され脇書に遠孫光圀奉祀と自書され神主入堂式は嚴かに行はれ公は鳥帽子道服を着して臨まれた。遠祖追慕と名勝保存とを兼ね行つたのであらう。この櫻には將軍に關する傳説があり、その花は奇形である。旌櫻寺もと東光寺といつたのを今の名に改めたのも公であるいふ説がある。

同年十二月に往年公が企劃された下野那須國造の古碑修復が成就した。碑の上に小亭を建て傍に庵室を造り別當を住はしめた。翌年六月公其の地に到つて之を見分された。この古碑修復を思ひ立たれたのは去る天和三年野州馬頭村へ遊覽のをり那須郡小口村の小金重貞の編述せる那須記を一見して那須湯津上の笠石の事が記されてあり日本最古の碑が顛廢されてゐるのを知られたからである。貞享四年再び馬頭村に赴かれて古碑修復を重貞に托し、他領のここであるから重貞の名にて取り行ひ費用は一切公の手元から支出することにされたのであつた。

公が興復された數多き名所舊蹟の中で最も有名なのは楠公墓碑建設のことである。是は公の命を受けて佐々宗淳が其の事に當り元祿五年八月に竣功した。足利時代に朝敵の名を蒙り逆賊と呼ばれた楠木正成も徳川幕府時代にはおひくゝその忠誠が認められその傳記や墓記が書かれるやうになつたが未だ大にその精忠が顯はれる氣運に到達しなかつた。その氣運を造つたのは公の湊川建碑である。且つその碑面の題辭に一筆斷案を下して嗚呼忠臣楠子之墓と替嘆した所に人心を支配する非常な力が籠つてゐるのである。「嗚呼」の二字は嗚呼延陵季子之墓の例を追つたことは公自らも言はれてゐるが形容詞「忠臣」を挿入したのは全く公の創見で古より類例のないことである。其の書も公の自筆に成り極めて遒勁で題辭の字面に活氣を加ふる趣があつて躍動してゐる。この建碑と共に碑亭を作り又附近の田園を購ひ之を廣嚴寺に寄進して永く香火の資に供せられた。

元祿六年の秋久慈郡天神林村の天神社造營成り神鏡七面を鑄て之を鎮し公親ら神額に書して七代天神宮と曰ふ。古へより此の村に天神と稱する小社があり、所の者

は菅公の天神と稱へてゐたのを公いぶかしく思はれ調査の結果、上古の天神七代を奉祀してあることが明かになつたので新に宮社を造營せらるゝことになり爰に竣成したのである。九月遷座奉安の式があり十一月二十六日公、自ら宮に抵つて祭器を點檢し祭式を豫定し三日間潔齋の後始めて嚴かに祭事を執行された。かうして民衆をして敬虔敦厚の風に向はしめた。

**紋太夫手討** 元祿七年二月將軍綱吉對面希望の趣を以て登城の内命があつたので公は笠間路を経て江戸に上られた。三月登城して將軍に對顔したところ將軍から大學の講釋を望まれたので三綱領について講義をなし在<sub>レ</sub>止<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>至善<sub>ニ</sub>の所に至り周家の永く天下を治めたるは文王が至善に止つて遷らざるに基づく<sub>ニ</sub>と論ぜられて將軍を諷諭する所があつて聞く者をして襟を正さしめた。

此年十一月廿三日河原書院の鏡の間において御用人藤井紋太夫を公が手討にされたといふ椿事があつた。此日は書院に能樂の催しがあつて親族方を招待され家士の面々や家族の者も觀覽を許され公は「千手」の主役を勤められた。能樂の時はいつも謠

を忘れられて拍子拔のするゝがあつたがこの日に限り謠の多いにも拘らず少しも忘れられず首尾よく仕終<sub>レ</sub>ふせられて仲入となり鏡の間で休息された。客衆の食事が濟んだ頃に紋太夫を召し入れられ何事か問答の末に、つと寄つて紋太夫の首筋を捉えて膝下に押さへ法城寺正弘が打つたる菖蒲作りの業物にて缺盆<sub>レ</sub>のあたりを左右より一刀つゝ刺し込み紋太夫の衣服で刀の小口を押さへながら抜いたので血は一滴も外に泄れず紋太夫はそのまゝ、縋切れた。鏡の間と觀覽所との間は二三尺の路次があるばかりで殆んど相接してゐたのであるが誰一人としてこの椿事に氣付いたものもなかつた。皆終末まで觀覽し喜んで歸つたのである。始より終まで公の態度は實に沈着で用意が周到で紋太夫を手刃するまで近侍のものと雖ども事前に之を覺つたものは一人もなかつたのである。近侍の井上玄桐に紋太夫を召さするとき「紋太夫に御用がなければ來るやうに、御用があればそれには及ばぬと申せ」と言ひ付けられたのである。今手討にする家老を呼寄せるときの口上とは何人も思ひ及ばぬことであつたらう。紋太夫にいかなる陰謀があつたか、是には種々の想像説はあるが何れも真相を攫

んだものはない。たゞ是だけのことは略明かである、即ち紋太夫が權を専らにして已れに従ふ者は之を取り立て已れに抗する者は之を斥けて暗に私黨を造つた。私黨の目的はいつこに在つたか、それは疑問に屬する。私黨を造り權を専らにする程度の慾望でも邪魔になるのは西山の老公である。それ已上の目的があつたとすれば尙さらに公をそのまゝに抛つて置くことは彼に取つて不利である。そこで幕府の老中柳澤吉保に公を誣ひて亂心したと告げた。それが將軍對面、講釋希望となつたのでこれはいろ／＼の記録を綜合して見るご事實らしい。

寛弘なる公が才を愛して擢用したその紋太夫、今は直屬の家臣でない、藩侯の重用してゐる老臣紋太夫を手刃したのであるから勿論十分の罪跡があつたはずである。公の立場としてはその理由を示さなければならぬ。しかし理由を提示して申開きをするとなれば連及する所蓋し少くはない。公はそれを憂へもし憐みもせられたので一人を誅して萬人を活かすといふ大手段を取られたのである。そこで幕府への届としては紋太夫儀かね／＼不屈の義ありたるにより度々意見を加へたれども承

引致さず、家中の士共始め百姓に至るまで安堵せざる様子に付宰相餘綱へも相談致すべくと存じ居たる所、今日能樂興行いたし我等樂屋にて寛ろぎ居たる所へ紋太夫帶劔のまゝにて我等の側へ罷越せりかね／＼叱責いたしたるものがこの無禮の体に堪忍相成がたく成敗いたしたりといふ理由であつた。

藩侯は紋太夫の子供等を死刑に處すべしとのとであつたが公の命乞によつて死刑を免かれ母と共に水戸へ下り藤田將監に預けられた。紋太夫死骸も公の計らひにて寺に葬ることを許された。西山過去帳と題して公が尊貴の方を始め親族知人の命日を記した書冊がある。この中に紋太夫の命日も記入されてある。元祿七年公は將軍より歸國の内命なきため江戸に留まり永らくの滞在を嘆たれたことはをり／＼の公の書簡に見えてゐる。翌年正月十六日江戸を發し筑波路を経て水戸へ歸られた。この年朱舜水の墓碑を立て自ら筆を執つて明徴君子朱子墓と題し碑陰の文は史臣安積覺泊に命ぜられた。後舜水の遺文を集めて文集三十卷を編み門人源光圀輯署せられた。

民衆教育 元祿十年十月十四日太田村馬場御殿において鶴飼眞泰、青野叔元、酒

泉弘等十四人に一ヶ月三回つゝ主として孟子、時々古文三體詩を講すべきことを命ぜられた。同年十二月五日始めて開場し鶴飼眞泰が大學を講じた。公は初は孟子を講ぜしむる考であつたが先づ大學次に孟子に及ぶべしといふことに變更されたのであつた。翌年正月十五日より講談所を馬場御殿より馬場金剛院に移された。聽聞者は一般民衆であつて處々に立札をなして宣傳されたことは今日と同じであつた。そもく講釋は寛文十二年五月彰考館において一ヶ月六回經書の講義をなし家中の者は貴賤にかゝらず聽講せしめ水戸においても同様のことがあつて元祿九年には森尙謙を水戸に下し宮井道先と共に毎月六回、日を定めて交代に講義をなし諸士をして聽講せしめた。しかし馬場における講義の如く一般民衆に聽講せしめたことはなかつたのであつた。公の爲す所は年と共にますます民衆化したのである。

元來公の意見は國に學校を設くることは書を講じ道を教へ俗を化し智を開くに在つて美事ではあるが今諸侯の城下に之を設けんとしても行はれ難き事情あつて學校を設けたりとて永續し難い故に學校に代へるに講堂を一二所に作り儒者をこゝに配

置し學を好む士は集れど廣く言ひ觸れて能く勤むる人を取り擧ぐるより外は無きといふのであつた。然れば公が設けられたこの馬場講談所は平生の持論を實行されたものであらう。

**其後の國史編修** 公西山に隱居後、彰考館は元の通り江戸に在り藩侯は公の志業を大成せんことに意を注がれ四年二月より史臣をして毎日出勤せしむることゝし毎夕酒食を設けて其勞を慰められつゝ史業の進捗を督せられた。公之を聞かれ書を家老に送り、中將頼親親の心を以て心として我等か素志を速かに遂げやうとし史臣をして毎日編修に従事せしめられることは感喜に堪へない。さりながら長い歲月の間に休暇もなければ史臣等疲勞して病に罹らぬとも限らぬ、さうあつては却て編修の妨げとなるであらう。且つ成功を急げば疎漏となり後世の譏りも免れない、たとひ遅れても縝密に検討するやうにいたしたいとの意を述べられた。藩侯は公の意に従ひ史臣に毎月十日の休暇を與へられることにされた。

元祿十一年に史館を江戸と水戸とに分つことゝなり、水戸の史館は城内の舊殿に

設けられここでは専ら紀傳の編修に勤め江戸の史館では参考盛衰記、釋萬葉集、神道集成の編輯に従事することに定められた。

公が明暦三年に史館を開かれて以來公の薨去の元祿十三年まで四十三年を經過したのであるが其の國史編修の進度いかにいふに天皇本紀は全部略完成して再校中、群臣列傳は神武天皇より持統天皇に至る間の五冊だけが脱稿し其以後の列傳は草稿が略成就したのみであつた。進度から見れば僅少であるが實質からいへば偉大である。一事一條も獨斷專行せず必ず據る所を明かにし、事實の正確を期しては採擇に校訂に綿密な注意と不斷の努力を拂はれたことは國史の編修上一時期を作つた價值がある。又史體を紀傳體とし本紀には國家最高の君主の事蹟を掲げ列傳には人臣の傳記を收むるのが本則であるから天皇の尊嚴を明にすると共に將軍已下の臣民たることも亦自ら明かになり名分の紊亂した當時の民心に對し一大警鐘となつたのである。又死藏せる史書記録を天下に搜索し零簡斷墨といへども之を收め、合せて數万の書冊を成し世に出して其の光を放たしめたことは日本の文化に偉大な貢獻を

なしたものといはねばならぬ。

公の文學上の事業は日本史の編修に止まらない。禮儀類典五百卷を始め扶桑拾葉集、釋萬葉集、参考保元平治物語、参考源平盛衰記、参考太平記、新編鎌倉誌、南朝事跡、花押藪、草露貫珠等、六十餘種ある。

公の生れた時はいはゆる元和偃武を距ること遠くない。殺伐の風氣未だ熄まず、文運は草昧に屬した。かやうな時に國民思想の統一を理想として大著述を企てたのであるから學問も卓見も勇氣も熱情も資力もすべて具へねばならぬ。幸に公は是等の條件を具備されたのである。その中でも正義に即する勇氣が最も必要であつた。「事に據つて直書」するといふ公の理想は幕府より危険視されたことは言ふまでもなくやゝもすると宮官の俗論に阻止されんごしたのである。然れども公の勇氣は宮官の俗論や幕吏の偏見に耳を假すよりも強かつた。この勇氣が幾多の困難に勝ち犠牲を拂ひつゝ其の目的を達したので終に國家思想の統一、文化促進の上に絶大な寄與を爲したのである。

終焉

七四

元祿十三年十二月六日拂曉公は西山で薨去された。一二年このかたなにさなく元氣衰へられ漸々食慾も少く十二年の暮より衰勞の容態際立ちて見えこの年の夏の初めより一切不食にて衰弱はだん／＼加はるばかりであつた。夏の末にはさゝきすの啼くを聞かれて

ほごゝきすたれもひとりはさひしきにわれをいざなへ死出の山路に  
と口吟くちぎんまれ、八月の初、大聖院の僧祈禱の札を持參された折その包紙に

西山やいるさの月のはかなくもしはしやとかる庭のしら露

と書きつけてかへされた。餘命の長からざるを知りすでに死の到來を覺悟されたのであるがそれは單に如上の歌で其の意を泄されたばかりでない。三四月頃より本復しがたきことを覺られ折に觸れて言葉のはしく／＼にそれをほめかされたのであつた。十月十二日に疾にわかにならされ脈も一時絶えたほどであつたので急を江戸

に告げた。藩侯は晝夜兼行で看病に下られ將軍家よりは見舞の上使並に醫師を遣はされた。公時に危篤の容體を取り直されてゐたが上使を隱宅で迎ふるは敬を失ふることであるといはれて駕籠にも乗らず馬に跨がつて水戸城まで出向はれ城内では杖に縋つてたどり歩かれた。この後も上使ある毎に必ずかやうになされたのである。十二月一日までは床に就かれず座敷に出でられ夜具を重ねてそれに凭りかゝられて居られたが二日より寢間より出られることはかなはぬやうに重らせられた。五日の夜起き直り手を拱きて少しも寛ろきなされず靜座のまゝやがて楊友清によりかゝりてさらに苦痛のさまなく眠るが如くにして六日夜未だ明けざるうちに果てられた。年七十三。病は胃癌であつたやうである。

七日中村願言、栗山愿 藩侯の命を受け相議して諡號を義公と撰んだ。十二日儒禮を以て瑞龍山壽藏碑の後ろ二十歩の處に葬る。

哀悼 公の計一たび世に傳はるや悲しみ惜まぬものはなかつた。一日二日と經つあひだに公卿、大名、學者、神官、僧侶あらゆる人々から哀悼の詩歌文章が落葉の

七五

如く寄せられた。是等は多く公の知遇を受けた人々であつて哀悼の意を表されたことは固より當さに然るべきことである。たゞ江戸の市中に落首があつて

天あめが下した、二つのたから、盡きはてぬ、佐渡の金山、水戸の黄門

と誰やらが詠んだのは萬衆を代表した哀悼の辭といふべきで當時公の人格徳望がいかに民衆を感孚せしめてゐたか、想はれる。公は侍臣井上玄桐が評した如く英雄であつて聖人君子肌の方かたではなかつた。然るに生前にも世間で五聖人や十善人の名を列した時に公の名は常に筆頭第一に擧げられたのを見ても公が民衆一般に非常な人望のあつたことが分かる。かゝる落首の出たのも自然であつてむしろ天の聲といふべきであらう。

公の子女 公に一男一女あつた。男は第二代高松藩主となつた頼常である。頼常に一子あつたが早世したので義弟頼章義公の兄頼重の子の子頼豊が養嗣となつた。こゝに義公の男系は絶えたのである。女は戸田内記光規に嫁いたが其の後は知らぬ。他に二三の子女があつたといふ説もあるが未だ確かめられたものでない。

## 死後の光榮

大日本史出版 公の薨去後、水館史員の半分を江館に移し元禄十五年八月兩館共に國史編修に従事せしめた。是より十五年後の正徳五年十二月に紀傳の草稿が全部成就して大日本史と名づけたが出版するまでには尙ほ幾多の改訂校讐を要せねばならなかつた。其の後、紀傳の校訂に従事すると同時に志類の編修に従事したることがあつて前者の進捗を稽緩ならしめた時代があり、紀傳の校訂が全く中止の姿になつた時代もあり、志類の編修が難關であつて史臣を悩ました時代もあり、史館に有力の學者を缺き稿本を高閣に束ねて顧みなかつた時代もあり、之に加ふるに財政の窮乏も副因となつたが爲めに時に出版の議はあつても之を決行する運びには至らなかつたのであつた。

かくの如くにして公の薨去後、百年を経過しても大日本史は上木して世に出なかつた。百十年後の文化六年に至つて始めて紀傳二十六卷が出版され、幕府に進納し朝

延に献上した文化七年。光格天皇嘉賞あらせられ關白藤原政熙をして左の聖旨を傳へさせられた。

專據國史、博考群書、爲一大部之書、昭代之美事、堂構之業、勤勞可想。

又私撰の國史あつても大日本史といふ書名を題して差支ないといふ御沙汰もあつたのである。公が修史の志を起してより方きに百六十五年、始めてこの光榮を荷つたのである。

贈官贈位 天保三年九月十三日仁孝天皇には公の勳功を追賞あらせられ權大納言從二位を贈られ宣命を賜はつた。宣命の全文は公の徳行事業を賞讃なされたのであるが中にも

闕庭之尊、久感徽烈、閭里之鄙、永仰流風、

の雙句は公の忠烈と高潔とをみそなはせられて其の人格に永き生命を與へ給うたものと申すべきである。この時の贈官贈位は幕府の奏請に由つたのでなく全く宸慮に

出でたもので宣命の公よみかけにされるまでは所司代も知らなかつたとのことである。

明治二年十二月二十五日、明治天皇には更に追賞して從一位を贈らせられ宣命を下し賜はつて公が大義を唱へ名分を明かにし修史に勤め廢典を興したことを賛美あらせられた。十五年十二月、勅して公と烈公とを合祀せる常磐神社を別格官幣社に列せられ、三十三年十一月常陸に行幸あらせられた際には特に勅使を公の墳墓の在る所に遣はされ正一位を贈らせられ詔を賜はつた。其の詔に曰く

夙ニ皇道ノ隱晦ヲ慨ヒ深ク武門ノ驕盈ヲ恐レ名分ヲ明ニシテ志ヲ筆削ニ託シ正邪ヲ辨シテ意ヲ勸懲ニ致セリ洵ニ是レ勤王ノ倡首ニシテ實ニ復古ノ指南タリ朕適、常陸ニ幸シ追念轉、切ナリ更ニ正一位ヲ贈リ以テ朕ガ意ヲ昭ニス

嗚呼是れ畏けれども光圀に對する千載知己の言と申し奉るべきものである。

318  
396



昭和三年六月廿八日印刷  
昭和三年七月一日發行

著者 菊池謙二郎

發行所 茨城縣廳内  
義公生誕三百年記念會  
代表 住谷金次郎

印刷所 水戸市印刷業組合  
代表者 黒澤常葉  
代表者 柴博

本書ハ義公生誕三百年記念ノ一トシテ活  
刷頒布スルモノナリ

昭和三年七月

義公生誕三百年記念會長  
茨城縣知事 森岡二郎識

終

